

諸外国における会計制度の概要

中小企業の会計に関する研究会事務局 参考資料 1

平成 22 年 9 月

中小企業庁 事業環境部 財務課

1. 諸外国における会計制度の概要

諸外国においても、IFRSの導入（アドプションもしくはコンバージェンス）を契機として国内会計基準の見直しが順次図られており、中小企業を含む非上場企業に対しても、各国で様々な取り組みがなされている。

ここでは、EU、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、オーストラリア、カナダ、アメリカ、韓国、中国における会計制度の概要を整理する¹。

(1) EU

①中小企業の概要

中小企業²は、企業数約2071万社（約99.8%）³、従業員数8995万人（約67.4%）⁴、付加価値額3兆5470億ユーロ（約57.9%）⁵となっている。

②会計関係規制

会社法4号指令は、各国で規定する会社法に対して統一した財務報告の枠組みを組み込むものであり、有限責任会社の貸借対照表、損益計算書及び注記についての概略が定められており、また、

¹ 「1. 諸外国における会計制度の概要」は、中小企業庁財務課の委託調査により、有限責任監査法人トーマツ（EU、イギリス、ドイツ、オーストラリア、アメリカ、韓国）及び新日本有限責任監査法人（フランス、スペイン、カナダ、中国）が実施した調査内容を取りまとめたものである。

² 金融業以外の従業員250人以下の企業（零細企業は従業員10人以下、小企業は従業員50人以下、中企業は従業員250人以下の企業）。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

³ 零細企業1906万社、小企業約142万社、中小企業約23万社。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

⁴ 零細企業約3963万人、小企業約2765万人、中企業約2267万人。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

⁵ 零細企業約1兆2870億ユーロ、小企業約1兆1580億ユーロ、中企業約1兆1010億ユーロ。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

年次報告書が公表されない場合には、会社登記所での公衆利用ができるようにしなければならない旨を規定している⁶。また、会社区分についても規定している⁷。

また、会社法4号指令が、個別財務諸表を対象としているのに対して、会社法7号指令は、連結財務諸表を対象としている⁸。

しかし、会社法指令は、各国の会社法にEU共通の財務報告及び会計の枠組みを組み込む役割を果たしたが、各国にはその枠組みの中で別個に会計基準があり、会計基準は統一化されず、結果として財務諸表は比較可能性が低いままであったため、EUの市場統合において、EU統一会計基準が必要となり、IAS及びIFRSが導入されている⁹。

③中小企業（非上場企業）への対応

上場企業や大企業向けのIFRSは中小企業（非上場企業）には、複雑でコストがかかり過ぎるという意見が多くあり、中小企業（非上場企業）向けの会計基準が必要との意見もあり、2009年7月に「IFRS for SMEs」が公表¹⁰され、活発な議論がされている。

⁶ 会社法4号指令は1978年に採択。その目的は、EU共通市場を創設するに伴い、各国の市場において、投資家が投資しやすいように、または企業が自己にあった市場を選択しやすいように、企業の財務報告を統一した基準により作成し、その透明性、比較可能性を高めることであり、その背景には、企業の活動が多国籍化するに伴い、企業の資金調達がEU域内に広がりを見せてきたことにある。

⁷ 会社法4号指令では、会社区分を大中小に分けており、それぞれの区分は次のとおり。

- ・小会社（以下の3つの基準のうち、2つ以上を超えない会社）

総資産額：4,400,000ユーロ、総売上高：8,800,000ユーロ、従業員数：50人

- ・中会社（以下の3つの基準のうち、2つ以上を超えない会社）

総資産額：17,500,000ユーロ、総売上高：35,000,000ユーロ、従業員数：250人

- ・大会社：小会社、中会社に当てはまらない会社

⁸ 会社法7号指令は1983年に採択。その目的は、会社法4号指令と同じ。会社法7号指令が出された背景には、大企業が合併、買収を繰り返すことによりコングロマリット化し、個別の企業の財務諸表ではグループ全体の状況を把握出来ないことがある。

⁹ EUはIASB（国際会計基準審議会）が公表した財務諸表を無条件に全面適用するのではなく、EUが個々のIAS及びIFRSをレビューし、承認したもののみがEUでの適用対象となり、「EU採択IFRS」と呼ばれている。また、この過程において各基準の一部の項目を削除（カーブアウト）する場合もあり、IAS第39号「金融商品：認識・測定」の一部が除外されているのが唯一の例である。

¹⁰ 「Summary Report of the Responses Received to the Commission's Consultation on

また、小会社、中会社については、EU の規制・手続きの簡素化という方針のもとで、会社法 4 号指令から免除されている。

(2) イギリス

①中小企業の概要

企業形態は、有限責任会社（公開会社、閉鎖会社）、組合、個人企業に分けられ、公開会社は広く一般から株式や社債を発行することによって資金調達を可能とされているが、閉鎖会社はそれが出来ない。また、企業規模により小会社¹¹、中会社¹²、大会社¹³に区分される。なお、公開会社は、規模による区分はなく、すべて大会社と同じ報告義務を負う。

中小企業¹⁴は、企業数約 162 万社（約 99.6%）¹⁵、従業員数約 973 万人（約 54.8%）¹⁶、付加価値額約 5910 億ユーロ（約 50.7%）

the International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities] (2010 年 5 月)によると、欧州委員会で IFRS for SMEs の EU 会計制度の組み入れの要否に関して、賛成が多数とする国は、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、スペイン、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、イギリスとなっており、反対が多数とする国は、オーストリア、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、スロバキアとなっている。

¹¹ 小会社（以下の 3 つの基準のうち、2 つ以上を満たす会社）

総資産額：3,260,000 ポンド以下、総売上高：6,500,000 ポンド以下、従業員数：50 人以下

¹² 中会社（小会社に該当しない会社であり、かつ、3 つの基準のうち、2 つ以上を満たす会社）

総資産額：11,400,000 ポンド以下、総売上高：22,800,000 ポンド以下、従業員数 250 人以下

¹³ 大会社：小会社、中会社に当てはまらない会社

¹⁴ 金融業以外の従業員 250 人未満の企業（零細企業は従業員 10 人未満、小企業は従業員 10 以上 50 人未満、中企業は従業員 50 人以上 250 人未満の企業）。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」(European Commission)

¹⁵ 零細企業約 142 万社、小企業約 17 万社、中企業約 3 万社。「SBA Fact Sheet '09 UNITED KINGDOM」(European Commission)

¹⁶ 零細企業約 382 万人、小企業約 318 万人、中企業約 272 万人。「SBA Fact Sheet '09 UNITED KINGDOM」(European Commission)

¹⁷となっている。

②会計基準の概要

会計基準委員会（ASB）¹⁸が独自に財務報告基準（Financial Reporting Standards：以下「FRS」という。）¹⁹を作成し公表している。また、小規模企業²⁰に対しては、独立した基準体系である小規模企業向け財務報告基準（Financial Reporting Standards for Small Entities：以下「FRSSE」という。）²¹が公表されている。

適用される会計基準体系は、EU 地域で上場²²している企業は、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表は IFRS か FRS、EU 地域で上

¹⁷ 零細企業約 2160 億ユーロ、小企業約 1810 億ユーロ、中企業約 1940 億ユーロ。「SBA Fact Sheet09 UNITED KINGDOM」（European Commission）

¹⁸ 1990 年に認可された会計基準設定の機関であり、緊急問題処理委員会（The Urgent Issues Task Force：UTIF）、小規模事業体会計委員会（The Committee on Accounting for Smaller Entities：CASE）、金融部門及びその他特性産業委員会（The Financial Services and Other Special Industries Committee：DSOSIC）、公益事業体会計委員会（The Committee on Accounting for Public-benefit Entities：CAPE）の 4 つの委員会、営業・財務概況報告諮問委員会（Academic Panel）、配当付生命保険諮問会議（Advisory Panel on With-Profits Life Assurance）の 2 つの特別な問題を議論するための諮問委員会等が設置されている。（2010 年 3 月時点）。

また、ASB の上位機関で会計基準設定主体の指導・監督・資金調達機関として財務報告評議会（Financial Reporting Council：FRC）があり、FRC の設置の認可権限は政府（ビジネス・イノベーション・技術省（BIS））に付与されている。

なお、ASB は作成した会計基準を FRC や政府の個別の承認手続きを経ずに公表する権限を有しており、独立した会計基準設定主体である。

¹⁹ FRS の IFRS へのコンバージェンスが ASB により積極的に進められており、基本的には、FRS は IFRS とほぼ同一内容となっているが、一部の項目で差異がある。FRS と IFRS との差異がある項目は、借入費用（IAS23）、投資不動産（IAS40）、のれんの償却・減損（IAS36、IAS38）、法人所得税（IAS12）、従業員給付（IAS19）、企業結合（IFRS3）である。（2009 年 9 月時点）。

²⁰ FRSSE を適用できる小規模企業は、総資産額 3,260,000 ポンド以下、総売上高 6,500,000 ポンド以下、従業員数 50 人以下の 3 つの基準うち、2 つ以上を満たす企業である。

²¹ FRSSE は FRS を縮小したものであり、分量は FRS の 10%程度となっている。その内容は認識・測定に関してはほぼ FRS と同じであるが、開示については大きく簡略化している。

²² EU 加盟国・地域の規制市場（regulated market of any Member State）のことであり、イギリスにおいては、ロンドン証券取引所が該当する。また、ロンドン証券取引所以外に、新興企業を対象とした AIM（Alternative Investment Market）、小規模企業を対象とした PLUS があり、このうち AIM は自主規制により、AIM に上場する企業に対して IFRS の適用を求めている。

場していない企業のうち小規模企業以外の企業は、連結財務諸表、個別財務諸表ともに IFRS か FRS、小規模企業は、連結財務諸表、個別財務諸表ともに IFRS か FRS か FRSSE となっている。

2006 年会社法以前の会社法は企業の規模によらず同じ会計処理を求めており、1980 年代より会計基準の国際化に取り組んできたことにより、FRS が煩雑、複雑となり、中小企業にとって適用が困難になってきており、中小企業の負担が増加していた。そこで、企業全体の 99%を占める中小企業の負担の軽減を図るため、FRSSE が設定された。

今後の会計制度として、ASB は、公的説明責任の有無などで企業の種類に応じて3段階の会計基準を適用する案²³を示している。その内容は、第一層は、欧州地域の上場企業、AIM 上場企業、公的説明責任を有するその他の企業であり、IFRS を適用する。第二層は、公的説明責任のない大・中規模企業であり、IFRS for SMEs を適用する。第三層は、公的説明責任のない小規模企業で FRSSE を適用することとしている。

③会社法における会計規定

会計制度は会社法（Companies Act）を中心に発展し、会社法に最初に会計関係の規定が置かれたのは 1844 年会社法である。現行の会社法は 2006 年会社法を基本とし、2008 年に部分的に改正が行われたものである。2006 年会社法には、第 15 部に会計と報告（Accounting and Report）があり、小規模企業を重視している。なお、会社法の適用範囲は有限責任会社であり、個人会社やパートナーシップのような無限責任の組織形態に対しては適

²³ FRS 及び FRSSE の将来像及び IFRS とのコンバージェンスについてのコンサルテーション・ペーパーを公表し、パブリック・コメントを募集した（コメント期限：2010 年 2 月 1 日）。主なコメントとしては、中小企業の定義をより明確にするべき、EU 指令（Directive）との整合性の確保の必要性、税制との関連を整理すべき、といった指摘があった。その上で、IFRS for SMEs を国内適用するとしても、一部 IASB 案を修正するべきとのコメントがされている。

用されない。

会社法会計規定において、最も重要な概念は「真実かつ公正な概観 (true and fair view)」(以下「TFV」という。)である。

TFV は、企業の経済取引、事象の真実な経済実態を反映するように偏見や虚偽がないように、重要事実の脱漏なく、真実かつ誠実に財務諸表を作成し表示することを求めている抽象的な概念である。また、TFV の概念を最も象徴するのは、法規や会計基準からの離脱規定である。法規や会計基準に準拠して財務諸表を作成した場合でも、TFV を表示する上で何らかの情報不足が生じた場合には、不足する情報を補足する必要がある。

更に、TFV を表示しなくなると判断した場合には、その該当する条文、基準から離脱して財務諸表を作成しなければならないとされている²⁴。

財務報告制度では、会社法が会計に関する大きな枠組みを規定し、会計基準が詳細かつ具体的に規定している。すべての企業は、計算書類(貸借対照表、損益計算書、附属説明書、取締役報告書、監査報告書)の作成及び計算書類の登記所への提出が義務づけられている。

小会社の場合には、大会社のような詳細な貸借対照表、附属説明書、取締役報告書の作成義務はなく、また、登記所への提出書類も簡略化された貸借対照表、附属説明書だけでよいことになっており、監査が免除されている。中会社についても、登記所への提出書類としての損益計算書の簡略化、附属説明書における売上高の明細報告の免除が認められている。

会社法における IFRS 導入の対応は、原則として、IFRS を適用した場合には、IFRS から FRS や FRSSE への再適用を禁止している。

また、グループ企業に対しては、同一の会計基準を適用するこ

²⁴ 離脱した場合には離脱した内容を開示する必要があり、財務諸表作成者や監査を行った会計士に TFV を証明する責任が課されることから、現実には離脱規定がそれほど頻繁に適用されてはいない。

ととされている。

④税制

法人税法は、2001年税法（Taxes Acts 2001）によって規定されている。

税法と会計は分離され、別々の体系であるが、税法で課税所得の計算方法を直接明示してされてはいない。課税所得は、会計上の一般原則に従って発生主義で計算され、会計上の利益を出発点として、税法での要件を調整することで課税所得が計算される。

個別財務諸表はIFRSとFRS（小会社においては、FRSSEも選択可能）のいずれかを選択して適用することとされているが、IFRSとFRSやFRSSEで課税所得を計算するに当たってのスタートラインが異なるため、IFRSを適用して課税所得を計算する場合と、FRSやFRSSEを適用して課税所得を計算する場合において、同様な税務の取扱いが出来るように税法が改正されている²⁵。

なお、会計と税法との差異としては、減価償却²⁶、未実現収益²⁷、引当金²⁸などがある。

（3）ドイツ

²⁵ 2004年と2005年の2つの財政法で、IFRS導入ため税法が改正された。主な改正項目は、金融機関の減損、金融商品会計（ヘッジ、公正価値評価によるデリバティブへの影響等）、無形固定資産会計、機能通貨の影響、その他の影響（研究開発費など）である。

²⁶ 税法では、ほとんどの商業用建物に対して減価償却を認めていない。減価償却に類似するものとして、資本控除（Capital Allowance）があるが、これは一種の税務上の恩典であり、当然の処理として認められていない。会計上の減価償却は税務上の損金算入が認められないため一旦加算し、税法上の資本控除の金額を減産することになる。

²⁷ 課税収益は伝統的に実現主義によるべきものと考えられており、未実現利益は課税対象とならない。会計上は資産の再評価が広く行われているが、税務上は資産の評価に伴う損益は税務申告上で修正を行う。

²⁸ 一括して計算した引当金や準備金については、原則、税務上では計上が認められていない。ただし、個別の債権等に対する引当金で金額を合理的に見積もることが可能な場合には計上が認められる場合がある。

①中小企業の概要

ドイツ商法典（Handelsgesetzbuch：以下「HGB」という。）において、企業規模により小規模企業²⁹、中規模企業³⁰、大規模企業³¹に区分されている。

中小企業³²は、企業数約 182 万社（約 99.5%）³³、従業員数約 1342 万人（約 60.5%）³⁴、付加価値額約 6530 億ユーロ（約 52.8%）³⁵となっている。

②会計基準の概要

ドイツ会計基準委員会（DRSC）³⁶が会計基準を作成しており、適用される会計基準は、EU 地域で上場している企業は、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表は HGB か IFRS（情報開示目的のみ選択可能）、EU 地域で上場していない企業の大規模会社では、連結

²⁹ 小規模会社（3つの基準のうち、少なくとも2つが2期続いた場合に適用）

貸借対照表総額：4,840,000 ユーロ以下、売上高：9,680,000 ユーロ以下、従業員数：50 人以下

³⁰ 中規模会社（3つの基準のうち、少なくとも2つが2期続いた場合に適用）

貸借対照表総額：19,250,000 ユーロ以下、売上高：38,500,000 ユーロ以下、従業員数：250 人以下

³¹ 大規模会社（3つの基準のうち、少なくとも2つが2期続いた場合に適用）

貸借対照表総額：19,250,000 ユーロ超、売上高：38,500,000 ユーロ超、従業員数：250 人超

³² 金融業以外の従業員 250 人未満の企業（零細企業は従業員 10 人未満、小企業は従業員 10 以上 50 人未満、中企業は従業員 50 人以上 250 人未満の企業）。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

³³ 零細企業約 152 万社、小企業約 26 万社、中企業約 4 万社。「SBA Fact Sheet ‘09 GERMANY」（European Commission）

³⁴ 零細企業約 429 万人、小企業約 484 万人、中企業約 429 万人。「SBA Fact Sheet ‘09 GERMANY」（European Commission）

³⁵ 零細企業約 1920 億ユーロ、小企業約 2220 億ユーロ、中企業約 2390 億ユーロ。「SBA Fact Sheet ‘09 GERMANY」（European Commission）

³⁶ HGB 第 342 条「民間会計委員会」第 1 項を受けて、1998 年 3 月に会計基準設定機関として設立され、同年 9 月に連邦法務省から認可を受け、同省との間で法定任務の委託に関する委託契約を締結することで、法律上の設定主体となったもので、連結財務諸表についての会計基準設定主体として位置付けられている。DRSC は、ドイツ会計基準審議会（DSR）、会計解釈指針委員会（RIC）から構成されている。

財務諸表は IFRS か HGB、個別財務諸表は HGB か IFRS（情報開示目的のみ選択可能）、中規模会社及び小規模会社では、連結財務諸表、個別財務諸表ともに HGB となっている。

HGB では、基本的にすべての有限責任会社に記帳義務と決算書の作成が義務付けられている。会社の規模により、決算書類の作成義務や、注記として記載すべき情報の範囲、計算書類（貸借対照表、損益計算書）の詳細さに関して、その内容が異なっている。

資産規模や売上高、従業員数が多く、利害関係者の範囲が広い会社には詳細な情報開示を求める一方、中規模以下の会社に対しては、会計責任の範囲、外部監査を受ける義務等について各種の軽減措置が図られている。

③会社法における会計規定

会計制度は、ドイツ商法典を基礎としており、会計処理方法が規定されている。また、近年、EU の IFRS 導入に対する 2004 年会計法改革法 (Bilanzrechtsreform-gesetz : 以下「BilReG」という。) 及び 2009 年会計法近代化法 (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz : 以下「BilMoG」という。) により大きな改正が行われ、BilReG を通じて IFRS の適用等³⁷が、BilMoG を通じて逆基準性の廃止等³⁸が HGB に規定された³⁹。

³⁷ BilReG を通じて HGB に規定された主な内容は次のとおり。

- ・ 上場企業の連結決算書に対して IFRS の適用を義務付け
- ・ 非上場企業の連結決算書に対して IFRS の選択適用
- ・ 個別財務諸表に対しては IFRS の情報提供目的のための任意適用を認める 等

³⁸ BilMoG を通じて HGB に規定された主な内容は次のとおり。

- ・ 個人商人の帳簿記入等の作成免除
- ・ 大、中、小規模の資本会社の区分規模基準を高め決算書作成義務の負担軽減
- ・ 公正価値を「付すべき時価」として定義
- ・ 逆基準性の廃止 等

³⁹ BilReG 及び BilMoG を通じて HGB に規定された目的は、次のとおり。

- ・ 近代化した会計基礎を構築 (IFRS との調和化)
- ・ 配当測定と税務上の利益算定の基礎であることを堅持 (保守主義)
- ・ IFRS との関係で十分に調整がとれ (国際化)、コストパフォーマンスの高く簡便な選択肢 (規制緩和) を会計法に対して展開

BilMoGによる会計規定改定は、上場企業の連結財務諸表以外についてIFRSの採用の検討において、IFRSやIFRS for SMEsは中小企業には負担が重すぎること、IFRSは投資家を重視しているが、個別財務諸表は配当、税等の規制と密接にリンクしていること、HGBが時代遅れになっていることを理由に、ドイツ商法の会計規定の近代化を図るために行われた。

④税制

法人税法等、各税目の多くが個別の法律や施行令で定められており、個別の法律に加え、租税通則法や通達も公表され、税法規定の細部の解釈に当たっては連邦高等税務裁判所の判例も重要であるとされている。

法人に課される主な税は、法人税及び営業税である。法人税の課税所得については、HGBの正規の簿記に基づく決算書の利益を基準とし、税法上の非課税所得及び損金不算入項目の調整を行うことにより算定する⁴⁰。また、営業税の課税所得は、法人税法上の課税所得を基準に営業税法上の調整項目を加味して算定する⁴¹。

税法には「税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性の原則」（基準性の原則）があり⁴²、HGBの計算に含められた項目及び金額が、課税所得計算にも適用され、商法における会計が税務の出発点となっている。

⁴⁰ HGBによる決算書は税務当局にも提出されるが、税法とHGBの差異が有る場合には、税務貸借対照表の作成又は調整項目に関する説明資料の税務申告書への添付が求められる。

また、主な損金不算入項目、益金不算入項目は次のとおり。

- ・法人税法上損金不算入項目：交際費、贈答品、寄付金、投資評価損、投資売却損
- ・法人税法上益金不算入項目：受取配当金、投資売却益

⁴¹ 営業税法上の主な調整項目は、支払利息の損金不算入がある。

⁴² ドイツ所得税法には「法律の規定に基づいて記帳を行うこと、及び定期的に決算書を作成することを義務付けられている事業主、又はそうした義務なしに記帳し、定期的な決算書を作成する事業主は、事業年度末に商法上の正規の簿記の諸原則に従って、表示されるべき事業用資産を計上しなければならない」と規定している。（ドイツ所得税法EStG第5条）また、BilMoGによっても基準性の原則は維持されている。

BilMoG 施行後においても、HGB に基づいて作成される個別財務諸表は、配当可能利益算定及び課税所得の計算のための出発点であることに変わりはないが、「逆基準性の原則」⁴³は完全に廃止され、税法に基づく税務上のオプションが HGB に基づく個別財務諸表に影響を及ぼすことはなくなった。

また、「逆基準性の原則」が廃止されたことにより、会計と税法の会計処理の一致を示す「統一貸借対照表」は存在しなくなり、税務申告のために HGB の計算書類とは別に税務上の計算書類を作成する方法か、HGB の計算書類を作成し、その税法の規定を満たすような調整表（別表）を作成し、税法上の損益を計算する方法のいずれかの方法をとる必要がある。

（４）フランス

①中小企業の概要

従来法律による中小企業の定義はなかったが⁴⁴、2009 年のフランス経済現代化法（第 51 条）により、零細企業⁴⁵、中小企業⁴⁶、中規模企業⁴⁷、大企業⁴⁸の 4 つのカテゴリーに分類されている。

中小企業⁴⁹は、企業数約 239 万社（約 99.8%）⁵⁰、従業員数約

⁴³ ドイツ所得税法第 5 条第 1 項第 2 段の「税法上の選択権は、利益計算に当たって、商法上の年度決算書に一致して行使されなければならない」とする原則を指す。

⁴⁴ フランス中小企業庁やフランス国立統計経済研究所をはじめとする統計機関が独自の定義を採用してきた。

⁴⁵ 従業員 10 人未満、かつ、売上高 200 万ユーロ以下であること。

⁴⁶ 従業員 250 人未満、年間売上高 5000 万ユーロ未満又は資産総額 4300 万ユーロ未満であり、かつ、大企業の支配下にないこと。

⁴⁷ 零細企業、中小企業の定義に該当しないものであり、従業員が 5000 人未満、かつ、年間売上高 15 億ユーロ未満又は資産総額 20 億ユーロ以下であること。

⁴⁸ 零細企業、中小企業、中規模企業のどの定義にも該当しないすべての企業。

⁴⁹ 金融業以外の従業員 250 人未満の企業（零細企業は従業員 10 人未満、小企業は従業員 10 以上 50 人未満、中企業は従業員 50 人以上 250 人未満の企業）。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

⁵⁰ 零細企業約 221 万社、小企業約 16 万社、中企業約 2 万社。「SBA Fact Sheet '09 FRANCE」（European Commission）

928 万人 (約 61.7%)⁵¹、付加価値額約 4760 億ユーロ (約 55.2%)⁵²となっている。

②会計基準の概要

会計基準局 (ANC)⁵³が会計基準を策定しており、適用される会計基準は、ユーロネクスト上場企業については、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表はプラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable General : 以下「PCG」という。) であり、非上場企業については、連結財務諸表は、PCG 又は IFRS を選択することとなっており、個別財務諸表は PCG である。個別財務諸表においては、上場企業、非上場企業を問わず、IFRS の適用は禁止されている。

IASB の公表した IFRS-SMEs の適用について、フランス国内では消極的な姿勢が大半を占めている。ANC がこれまでに示している理由として、①個別財務諸表に IFRS を適用することは、関連するすべての法律 (財政法、商法、会計法、民法等) の改革が必要であり、社会的なコストが高いこと、②IFRS を中小企業に完全適用する場合、IT システムだけではなく、人事・経理・販売を含む中小企業の経営の枠組みそのものに影響を与え、中小企業に過度の負担を強いること、③IFRS は投資家に対する情報提供を一義的な目的としていることを考慮すれば、資本市場ではなく銀行等から資金調達をしている中小企業にはなじまない等があげられている⁵⁴。

⁵¹ 零細企業約 371 万人、小企業約 313 万人、中企業約 244 万人。「SBA Fact Sheet '09 FRANCE」 (European Commission)

⁵² 零細企業約 1810 億ユーロ、小企業約 1610 億ユーロ、中企業約 1340 億ユーロ。「SBA Fact Sheet '09 FRANCE」 (European Commission)

⁵³ フランスでは国家会計審議会 (CNC) により会計基準が策定されてきたが、2010 年に CNC と国家会計規定委員会 (CRC) の 2 機関を統合する形で創設された組織。ANC の役割は、①国際会計基準の作成手続きの一環として、自発的でないし経済担当大臣の要請により、意見及び見解を表明すること、②会計上の諸措置を含むすべての法律ないし規則の条項について意見を述べること、③会計について導かれる理論ないし方法論についての研究の整理統合を行うこと等である。

⁵⁴ ANC, Plan stratégique ANC 2010-2011 (2010), pp. 15-21.

③会社法における会計規定

フランスにおける会計関連の法体系としては、まず EU Directive などの EU 法を頂点として、商法および商事会社法に基本的な会計基準の規定が設けられている。ただし、具体的な内容及び運用は施行令において定めるものと規定されており、こうした枠組みの中で、一般的な会計指針として施行されたのが PCG である。

PCG は戦後の改訂を経てその対象範囲が拡大され、原価計算の奨励や方法についてもカバーすることとなった。さらに、税務当局の指導や企業の自主的な対応により、1960 年までにはフランス企業の年次報告書で一般的に利用されるまでに広がり、連結財務諸表、個別財務諸表は共に PCG による報告が行われていた。

IFRS のコンバージェンスが EU 内で決定されたことにより、1999 年には PCG の枠組みが大幅に改訂され、個別財務諸表に関する会計基準と連結財務諸表に関する会計基準が別個の省令により規定されることとなった⁵⁵。

④税制

租税法律主義が徹底しており、税制に関わる基本法として「租税一般法典 (CGI)」があり、この CGI の中に法人税、所得税、付加価値税等の諸税制度が定められている。また、株式会社、略式株式会社、有限会社、外国法人といった組織形態別に課税対象が定められている。

損金経理要件を採用し、会計と税法がリンクしており、課税所

⁵⁵ PCG と IFRS との相違点のうち、中小企業に影響を与える可能性がある主な項目として、収益 (IAS18)、キャッシュ・フロー計算書 (IAS7)、繰延税金 (IAS12)、後発事象 (IAS10)、外国為替レート変動の影響 (IAS21)、投資不動産 (IAS40)、売却予定の非流動資産・廃止事業 (IFRS5)、リース (IAS17) 等がある。(IFRS 導入初年度の 2005 年に CNC が発行した「フランス会計近代化及び個別財務報告書」等を参照) CNC, Conseil national de la comptabilité, Modernisation comptable française incidents comptes individuels / PME (2005)

得の計算に当たっては、まず財務会計に依拠することが定められている⁵⁶⁵⁷。

中小企業の優遇税制として、法人税の軽減税率⁵⁸、職業訓練支出に関する税額控除⁵⁹、新規設立企業の法人税全額免除⁶⁰等がある。

(5) スペイン

①中小企業の概要

EUにおける中小企業の定義⁶¹により、中小企業を定義している。中小企業⁶²は、企業数約 269 万社（約 99.9%）⁶³、従業員数約

⁵⁶ PCG 付表Ⅲの第 38 条第 4 項に「企業は、PCG により規定されている定義が税の算定基礎のための適用基準と矛盾しない限り、当該規定を遵守しなければならない」と規定されている。

⁵⁷ フランスでは税務申告書を出すタイミングは株主総会より前であり、予定の決算書類に基づく流れとなっているが、実質的には総会で決算書類が否決されることは稀であるため、税務申告の数値が変わることは稀である。

⁵⁸ 企業に対する基本税率は 33.33%とされているが、一定基準（①当該営業年度の総売上高（税抜き）が 7,630,000 ユーロ未満、②資本金が全額払い込み済み、③当該営業年度中を通して資本の 75%以上を自然人（または①、②、③満たす法人）が保有している）を満たす中小企業に対しては、課税対象利益のうち EUR38,120 まで 15%の軽減税率が適用される（この金額を超える分については標準課税率が適用される）。

⁵⁹ 個人事業者、有限会社の業務執行者、株式会社の代表取締役社長、社長及び取締役が職業訓練支出に要した費用について、年間 40 時間を上限として所得税又は法人税から税額控除が認められている。一般職業訓練（他業種に応用可能な一般的技能を修得するもの）、特別職業訓練（その業種に固有のスキルなどの習得・工場を目指すもの）に分けて税額控除率が設定され、一般職業訓練は 70%（大企業は 50%）、特別職業訓練は 35%（大企業は 25%）の税額控除が認められている。

⁶⁰ 一定の条件を満たす新規設立企業は、設立 23 ヶ月間は法人税の全額免除、その後 1 年目には 75%、2 年目には 50%、3 年目には 25%の税額控除が認められている。

⁶¹ EUにおける会社区分は次の通り（会社法 4 号指令）。

- ・小会社（以下の 3 つの基準のうち、2 つ以上を超えない会社）
総資産額：4,400,000 ユーロ、総売上高：8,800,000 ユーロ、従業員数：50 人
- ・中会社（以下の 3 つの基準のうち、2 つ以上を超えない会社）
総資産額：17,500,000 ユーロ、総売上高：35,000,000 ユーロ、従業員数：250 人
- ・大会社：小会社、中会社に当てはまらない会社

⁶² 金融業以外の従業員 250 人未満の企業（零細企業は従業員 10 人未満、小企業は従業員 10 以上 50 人未満、中企業は従業員 50 人以上 250 人未満の企業）。「ANNUAL REPORT ON EU SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES 2009」（European Commission）

1112 万人 (約 78.0%)⁶⁴、付加価値額約 4060 億ユーロ (約 67.9%)⁶⁵となっている。

②会計基準の概要

経済財政省が会計基準の策定しており、上場企業については、連結財務諸表は IFRS、個別財務諸表はローカル GAAP である NPGC (Nuevo Plan General de Contabilidad: NPGC)、非上場企業は、連結財務諸表は IFRS 又は NPGC (任意適用)、個別財務諸表はスペイン GAAP となっている。

スペインのローカル GAAP には、上記 NPGC のほか、別途中小企業一般会計原則⁶⁶があり、一定の要件を満たす零細企業には、単純化された中小企業一般会計原則⁶⁷が適用できる。

中小企業一般会計原則は、一般会計原則と基礎的な構造は同じであるが、中小企業の活動に見合うように、一般会計原則の一定の項目を除外及び簡略化⁶⁸したものである。

⁶³ 零細企業約 249 万社、小企業約 18 万社、中企業約 2 万社。「SBA Fact Sheet '09 SPAIN」 (European Commission)

⁶⁴ 零細企業約 538 万人、小企業約 364 万人、中企業約 211 万人。「SBA Fact Sheet '09 SPAIN」 (European Commission)

⁶⁵ 零細企業約 1590 億ユーロ、小企業約 1440 億ユーロ、中企業約 1040 億ユーロ。「SBA Fact Sheet '09 SPAIN」 (European Commission)

⁶⁶ 総資産：2,850,000 ユーロ未満、総売上高：5,700,000 ユーロ未満、平均従業員：50 人未満の 3 つの要件のうち、少なくとも 2 つの要件を 2 年連続で満たす場合に適用できる。また、株式が EU 加盟国の規制証券取引所に上場している場合、連結財務諸表を作成又は作成しなければならない企業グループに属している場合、適用通貨がユーロでない場合、特別な会計規定が定められている金融機関である場合は、中小企業一般会計原則を適用できない。

⁶⁷ 総資産：1,000,000 ユーロ未満、総売上高：2,000,000 ユーロ未満、平均従業員：10 人未満の 3 つの要件のうち、少なくとも 2 つの要件を 2 年連続で満たす場合に適用できる。

⁶⁸ 除外されている項目は、「のれん」、「売却可能非流動資産」、「複合金融商品」、「デリバティブ (原商品が非上場資本性金融商品に該当し、公正価値を信頼性をもって測定することのできないもの)」、「金融デリバティブ契約」、「保証の提供と受取預入金」、「ヘッジ会計」、「長期従業員給付引当金」、「持分決済型取引」、「企業結合」、「合併、分社化及び企業グループ間の事業の非貨幣的拠出」、「株式報酬」である。また、「金融商品」の認識及び測定要件の単純化、一定の金融資産区分の除外、公正価値での測定方針の除外により、簡略化されている。

③会社法における会計規定

会社が維持しなければならない会計記録に関する規定は商法中に規定されており、整然かつ事業に適した会計処理を行うことを要求している⁶⁹。

上場企業の連結財務諸表は IFRS が強制適用されることとなったため、2007 年に一般会計原則が大幅に見直された⁷⁰。また、2007 年 11 月には中小企業向けに中小企業一般会計原則が承認された。

一般会計原則では、貸借対照表、損益計算書、持分変動計計算書、注記、キャッシュ・フロー計算書を年間決算書として作成する規定がされているが、一定の要件を満たす中小企業⁷¹は、簡易年間決算書が認められている⁷²。

④税制

税法には独自の基準が存在し、一定の費用は税務上損金算入とはならないことがある。法人税法は課税基準額の計算について、直接評価方法、間接評価方法、客観的評価方法の 3 つの方法を定めており、直接評価方法が一般的に利用されている。

直接評価方法による課税基準額は、スペイン GAAP⁷³における利益に対して、会計基準と税務基準の間の相違に応じて税務上の加算減算がされ、金額が算出される⁷⁴。

また、費用を損金とするためには、会計上で計上されていることが税務上要求されている⁷⁵。

⁶⁹ スペイン大使館商務部ホームページ（平成 22 年 8 月 24 日時点）

⁷⁰ 2008 年 1 月 1 日より施行。

⁷¹ 総資産：2,850,000 ユーロ未満、総売上高：5,700,000 ユーロ未満、平均従業員：50 人未満の 3 つの要件のうち、少なくとも 2 つの要件を 2 年連続で満たす場合に適用できる。

⁷² 簡易年間決算書の場合には、キャッシュ・フロー計算書は不要。

⁷³ NPGC、中小企業一般会計原則を含む。

⁷⁴ 税法に規定が明確に定められている場合を除き、税務規定と会計規定一致する。税務規定と会計規定に不一致がある場合には税務規定が優先することとなる。

⁷⁵ 特別な例外措置（リース契約を通じて取得した資産の減価償却、新規固定資産の自由な

中小企業⁷⁶の優遇税制として、法人税の軽減税率⁷⁷、加速減価償却⁷⁸、IT 促進税額控除⁷⁹等がある。

(6) オーストラリア

①中小企業の概要

会社法では、公開会社と非公開会社に分けられ、非公開会社は小規模と大規模に分類され⁸⁰、小規模非公開会社が中小企業に該当する。

中小企業は、企業数約 193 万社 (約 95.8%)、従業員数約 480 万人 (48.0 約%)、付加価値額約 4271 億オーストラリアドル (全プライベートセクター中約 34%) となっている⁸¹。

②会計基準の概要

全ての企業に対して、オーストラリア会計基準審議会 (The Australian Accounting Standards Board : 以下「AASB」という。)

減価償却等) は、会計上の費用として計上することが税務上要求されていない。

⁷⁶ 法人税法における中小企業は、直前の課税年度の売上高が 8,000,000 ユーロ未満の企業。

⁷⁷ 一般的な法人税率は 30%であるが、課税基準額 120,202.21 ユーロまでは 25%、その金額を超える分は 30%の税率を適用。

⁷⁸ 新規の有形固定資産と大半の無形資産に対し、会計上の通常の減価償却率の 200%の減価償却率を適用することができる。

⁷⁹ IT 改善に係る費用と投資の 15%を限度として税額控除を受けることができる。

⁸⁰ 非公開会社は、株主 50 人以下かつ株式による有限責任会社か株式資本を持つ無限責任会社のどちらかであり、非公開会社は小規模と大規模に区分される。小規模非公開会社は次の 3つの基準のうち、2つ以上を満たす非公開会社である。

- ・当該会社及び被支配企業 (ある場合) の連結売上高が 25 百万オーストラリアドル未満
- ・当該会社及び被支配企業 (ある場合) の会計年度末の連結総資産が 12.5 百万オーストラリアドル未満
- ・当該会社及び被支配企業 (ある場合) の従業員が、会計年度末時点で 50 人未満

⁸¹ オーストラリア イノベーション・産業科学研究省、中小企業統計より算出。

<http://www.innovation.gov.au/Section/AboutDIISR/FactSheets/Pages/SmallBusinessFactSheet.aspx> (2010 年 8 月 24 日時点)

⁸²が作成するオーストラリア版 IFRS（以下 A-IFRS という。）⁸³を 2005 年 1 月から全面適用⁸⁴している。

A-IFRS は IFRS に整合するにされており、条文の語句についても、基本的に IFRS を一言一句そのまま採用している。また、IASB による IFRS の改訂に関しても、AASB は適用期日を含めて完全に追従する方針をとっており、ほぼ完全な形での IFRS 採用を行っている。

中小企業に対する特別な会計制度は存在せず、会社法上、一定の小規模非公開会社に対して、財務報告義務、監査義務が免除されている。

③会社法における会計規定

会社法（Corporations Acts）には、会計及び財務報告に関する規定が設けられている。会社の会計処理について全ての会社は、「会社の取引、財政状態及び業績を十分に説明するもの」、「真実かつ公正な概観を有する財務報告書、即ち、営業成績（損益計算書）、財政状態（貸借対照表）、キャッシュ・フロー計算書、並びに財務諸表の注記を作成・監査できるもの」といった条件を満たす財務記録やその他の記録を保持しなければならないと規定されているが（会社法 286 条）、具体的に何に基づいて会計処理を

⁸² 1999 年の会社法経済改革プログラム（Corporate Law Economic Reform Program）により設立された法人格を有する、省庁から独立した国の審議会である。AASB の上位機関として FRC（Financial Reporting Council）があり、会計基準や監査基準についての包括的な方向性を示し、会計基準や監査基準の設定プロセスや会計士の独立性の準拠状況について監視し、それらについて財務大臣に報告、勧告しているが、FRC は会計基準の方向性を示すのみであり、会計基準設定主体は AASB である。

⁸³ IFRS の直接適用ではなく、A-IFRS を別途作成した理由は、オーストラリアでは会計基準は法律に準じる立法的文書とされており、国外の機関である IASB が作成した文書である IFRS をオーストラリアでの立法的文書とするには法律上の疑義があり、実質的内容は全く同じであっても、オーストラリア会計基準として国内の機関が作成する形式とする必要があったためである。また、IFRS がカバーしていない公的セクター、非営利セクター特有の会計事象に対する会計規定を盛り込む必要もあったためである。

⁸⁴ 全面適用した背景には、IFRS を世界に先駆けて採用することで、国際的な資本市場への対応を先取りし、オーストラリア企業の競争力を向上することを目的としていた。

行うかは言及されていない。

また、会社の財務報告については、その対象が規定されており（会社法 292 条）⁸⁵、ほとんどが小規模非公開会社に該当し⁸⁶、会社法上、A-IFRS に準拠した財務報告の義務が課されていない。

④税制

基本的に税法による課税所得計算と会計制度による利益計算は別個のものとしてされている⁸⁷。ただし、課税所得の計算においては、会計上の利益をベースに調整していく形式をとっている。

（7）カナダ

①中小企業の概要

商法において、公開企業、私企業、非営利企業、公的団体に分類されている。

中小企業の画一的な定義はなく、各企業・団体等より定められている⁸⁸。産業省では中小企業の定義について従業員数を基準と

⁸⁵ 原則として年次財務報告書の作成とその監査が義務付けられている企業

- ・情報開示主体（上場会社や社債が取引されている企業等）
- ・公開会社
- ・大規模非公開会社
- ・小規模非公開会社（議決権を保有する株主の 5% もしくはオーストラリア証券・投資委員会が財務報告書の作成及びその監査を要請する場合、外国資本によって所有される場合、登録外国会社の場合）

⁸⁶ オーストラリアの会社は全体で約 201 万社であり、従業員 20 名未満の会社が 193 万社であり、そのうち従業員がいない会社は 120 万社である、また、公開会社は約 2,500 社、大規模非公開会社が約 7,000 社であり、ほとんどが小規模非公開会社である。（2007 年時点）

⁸⁷ A-IFRS と税法との差異がある主な項目は、固定資産の減価償却、リース、貸倒引当金、資産の減損、一部の引当金等である。また、税法では、基本的に未実現の損益は認められていない。

⁸⁸ 産業省、カナダ銀行協会（融資の承認額が 25 万カナダドル未満を小企業と定義）、輸出開発機構（100 万カナダドル以下を小企業と定義）、カナダ勅許会計士協会（上場していない企業であり、具体的数値基準はなく、一般的には従業員 500 人未満の企業を中小企業としている）等が各々中小企業を定義。

して定めており、小企業を従業員 100 人未満、中企業を従業員 100 以上 500 人未満と定義されている⁸⁹。

中小企業は、企業数約 113 万社（約 99.8%）⁹⁰、従業員数約 675 万人（約 63.5%）⁹¹、付加価値額約 4400 億カナダドル（約 29%）⁹²となっている。

②会計基準の概要

カナダ会計基準審議会（Accounting Standards Board : AcSB）⁹³が会計基準の設定主体である。また、カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants : CICA）によるハンドブックに全ての営利目的の企業（公開企業、私企業）及び非営利企業の会計基準が定められている。

現在は全ての企業がカナダ GAAP を適用することとされているが、2011 年 1 月 1 日以降から開始する事業年度に適用する会計基準として、公開企業は、連結財務諸表及び個別財務諸表に IFRS を適用することとされ、私企業（中小企業）は、連結財務諸表及び個別財務諸表について、IFRS 又は「私企業のための会計基準」のどちらかを適用することとされている。

多くの私企業（中小企業）は、簡素化された財務報告書を求めており、また、IFRS の適用は事務負担が増加することから、「私企業のための会計基準」が策定された。「私企業のための会計基準」は、現在のカナダ GAAP の基本的概念を引き継いでいるが、私企業（中小企業）に共通の問題点⁹⁴について対処したものであ

⁸⁹ サービス業では小企業を従業員 50 人未満、中企業を従業員 50 人以上 500 人未満。

⁹⁰ 小企業約 111 万社、中企業約 2 万社。「Key Small Business Statistics - July 2010」
(Industry Canada)

⁹¹ 小企業約 511 万人、中企業約 164 万人。「Key Small Business Statistics - July 2010」
(Industry Canada)

⁹² Industry Canada, Key Small Business Statistics (July 2010)より算出。ただし、右統計は従業員 50 人以下の企業を対象としている。

⁹³ 一般会計原則の設定を行っている CICA のボード・オブ・ガバナーズの承認によって設置され、公開企業、私企業、非営利企業、公的団体の会計基準を策定している。

⁹⁴ 主な変更点は、開示項目の削減、金融商品の評価の簡略化、関連会社投資についての会

る。2011年初頭に現在のカナダ GAAP と入れ替わる。

③会社法における会計規定

カナダ事業会社法において、会計に関しては簡単な規定のみであり、会社の取締役は財務諸表を株主に提出する義務を負うとされるにとどまっており、財務諸表はカナダ GAAP に従って作成しなければならないと定められている。

④税制

財務会計と税務会計の関係としては、カナダ GAAP に従って計算された純利益から課税所得を計算しており、IFRS による納税申告においても IFRS に従って計算された純利益から課税所得を計算する。

中小企業⁹⁵の優遇税制として、所得控除⁹⁶、軽減税率⁹⁷、科学的
研究税の税額控除⁹⁸等がある。

(8) アメリカ

①中小企業の概要

中小企業法⁹⁹では、中小企業の定義を「当該企業が独立自営であり、事業を営む分野において支配的な影響を持たないもの」と

計処理オプションの拡大、発生問題委員会、初年度適用等である。

⁹⁵ 税制上の中小企業の定義は特段定められていないが、小規模所得企業には優遇税制が適用される。

⁹⁶ 資本が 1000 万カナダドルの私企業は、所得から 50 万カナダドルの控除ができる。

⁹⁷ 一般的な連邦所得税率は 18% であるが、軽減税率は 11% であり、州所得税についても軽減税率となっている（オンタリオ州の場合、一般税率 12%、軽減税率 4.5%）。

⁹⁸ 一般企業は 20% の税額控除で還付が認められていないが、所得 50 万カナダドル以下の私企業は、35% の税額控除が認められ還付が可能である。

⁹⁹ 「Small Business Act」(1953 年)

定めているのみであり、量的基準による範囲を定めていない。

中小企業¹⁰⁰は、企業数約 603 万社 (約 99.7%)、従業員数約 5987 万人 (約 49.6%)、GDP 約 4.7 兆ドル (約 50%) となっている¹⁰¹。

②会計基準の概要

会計基準は、「一般に認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles: 以下「US-GAAP」という。)として知られた会計規則の集合体であり、多くの階層化された関連文書から構成されていたが¹⁰²、財務報告基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: 以下「FASB」という。) ¹⁰³¹⁰⁴を中心に階層化さ

¹⁰⁰ 中小企業法では量的基準の定めがないため、一般的に従業員数 500 人未満の企業を中小企業するが多い。

¹⁰¹ Firm Size Data (Employer Firms, Establishments, Employment, and Annual Payroll Small Firm Size Classes, 2007)」(SBA)

¹⁰² US-GAAP の階層は以下のとおり。

- ・第 1 階層: AICPA (アメリカ公認会計士協会) が指定した組織の公表物
FASB 基準書、FASB 基準書解釈指針、会計原則審議会 (Accounting Principles Board)、意見書、AICPA 会計研究公報 (Accounting Research Bulletins)
- ・第 2 階層: 会計専門家の団体により発表され、AICPA により承認されたもの
FASB 技術基準公報 (FASB Technical Bulletins)、AICPA 意見書 (AICPA Statements of Position)、AICPA の業種別監査・会計ガイド
- ・第 3 階層: AICPA や会計専門家の団体により発表され、AICPA の公開審議により承認されたもの

AICPA 会計基準執行委員会の実務基準公報 (AICPAAcSEC Practice Bulletins)、FASB 新会計問題審議会部会の合意事項 (FASB Emerging Issues Task Force)

- ・第 4 階層: 一般に認められた実務慣行や発表文

AICPA の解釈文、FASB スタッフ発行の Q&A、特定業務の実務慣行

¹⁰³ 1973 年に設立した会計基準設定のための民間団体。FASB は、資金面、人事面、手続き面において特定の利害関係者集団のみが影響力を行使することがないように独立性が維持されている。

FASB の母体組織は、財務会計財団 (Financial Accounting Foundation: FAF) であり、FASB の委員任命及び資金提供を行っている。また、FASB に対して技術的問題の助言を行う機関として財務報告基準諮問委員会 (Financial Accounting Standards Advisory Council: FASAC)、FASB の下部組織として投資家技術諮問委員会 (ITAC)、金融危機諮問グループ (FCAG)、投資家専門委員会 (ITF)、非上場企業財務報告委員会 (PCFRC)、中小企業諮問委員会 (SBAC)、評価資源グループ (VRG)、非営利法人諮問委員会 (NAC)、政府等の財務報告問題を扱う機関として、政府財務報告基準委員会 (GASB)、政府財務報告基準諮問委員会 (GASAC) がある。

¹⁰⁴ 証券取引法によれば、会計基準の設定権限は証券取引委員会 (SEC) にあるが、1973 年に「会計原則および会計基準の設定ならびに改善に関する基本政策」を公表し、FASB による原則、基準及び会計実務が実質的な権威あるものとされている。

れた基準が一元化され、統一化した基準として「会計原則基準書」(FASB Accounting Standards Codification)¹⁰⁵が適用され、従来のものは正式なものとしては無効化された。

会計基準体系は、上場企業は、連結財務諸表、個別財務諸表ともに、US-GAAP であり、非上場企業が適用すべき会計基準は、明確に存在しない。

非上場企業は、FASB の作成する会計基準に準拠する義務がないが、金融機関などの要請により US-GAAP を適用している企業もあり、また、小規模企業の中には、現金基準・修正現金基準や税法基準で財務諸表を作成している企業もあり、非上場企業においては、それぞれの業態や属性に応じた会計基準を適用している。

2002 年 10 月に FASB と IASB が「ノーウォーク合意」¹⁰⁶により、US-GAAP の IFRS へのコンバージェンスを進められ、2006 年 2 月に覚書 (Memorandum of Understanding : 以下「MOU」という。)¹⁰⁷を公表し、2008 年 11 月に証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : 以下「SEC」という。) が IFRS の採用へ向けてのロードマップ案¹⁰⁸を公表し、2014 年以降に IFRS を強制適

¹⁰⁵ 会計原則基準書はヒエラルキー構造であり、トピックス (表示、勘定科目、一般的取引、業種に細分化)、サブトピックス、セクション、サブセクションに分かれている。

なお、会計原則基準書には、US-GAAP とはみなされない、US-GAAP 以下の包括的な会計基準、現金基準、税法基準、法定会計原則は含まれない。

また、今後の基準の改正に当たっては「会計基準改定」(Accounting Standards Updates)を公表し、会計原則基準書を修正することとされている。

¹⁰⁶ 2002 年 10 月に FASB と IASB との間で締結され、US-GAAP と IFRS とのコンバージェンスを実現することにより、高品質な一組の世界会計基準を実現しようとするもので、比較的簡に統合できる項目は短期的に統合する、2005 年 1 月以降の差異は共同で統合化を図る、会計基準の解釈指針を作成する委員会の活動の統合化、等が合意された。

¹⁰⁷ 2006 年 2 月に FASB と IASB によって、「ノーウォーク合意」を更に前進するものとして US-GAAP のコンバージェンスへ向けたロードマップに関する覚書。短期統合化プロジェクトとその他プロジェクトに分けて検討対象項目を明らかにし、2008 年 9 月に MOU をアップデートし、2011 年 6 月までコンバージェンスの達成を行うべき項目を明らかにした。

MOU のアップデート対象項目は、収益認識、公正価値測定、連結、認識の中止、財務諸表の表示、退職後給付、リース、金融商品 (現行基準の見直し)、資本と負債の区分である。

¹⁰⁸ 早期適用については、2009 年 (2009 年 12 月 15 日) に終了する年度の財務諸表に適用し、産業要件 (企業の属する産業において、時価総額基準で上位 20 社の上場企業のうち、他の報告基準より IFRS を適用する企業が多ければ、当該産業は適格性を満たすこと) と企

用する可能性を示し US-GAAP の IFRS へのコンバージェンスが進められてきた¹⁰⁹。

しかし、2010年2月にSECが「コンバージェンスとグローバルな会計基準への支持声明」¹¹⁰を公表し、IFRSの早期適用オプションの撤回や強制適用開始可能時期の変更（2014年→2015年）など、IFRSの導入に対して慎重に検討する姿勢となった。

③会社法における会計規定

連邦法としての会社法はなく、各州の州法として規定されている。しかし、一部の州¹¹¹を除いては、会社法上、会計に関する規

業規模要件（当該SEC登録企業が、上記の産業の評価において特定された上位20社の上場企業に含まれること）の2つを満たすことが必要、早期適用以外の全てのSEC登録企業は、2014年から開始する事業年度の財務諸表から、IFRSを強制適用する。

¹⁰⁹ US-GAAPとIFRSとの主な相違項目は、棚卸資産の会計処理、有形固定資産の表示、従業員給付の数理計算上の差異、リストラクチャリング引当金、資産の減損損失の戻入、投資不動産である。（2009年4月時点）

また、コンバージェンス作業において、現在残されている主要なプロジェクト項目は、金融商品（減損及びヘッジ、資本の性質を持つ金融商品）、連結、認識の中止、収益の認識、財務諸表の表示、リース、公正価値評価のガイダンスである。（2009年7月時点）

¹¹⁰ 承認させたSEC声明の概要は次のとおり。

- ・SECは、単一の高品質でグローバルな会計基準をサポートすることを改めて表明し、IFRSがそのグローバル・スタンダードの会計基準に最も近いとしている。
- ・SECが米国発行体にIFRSへの移行を要求するか否かを決定する前に、SECスタッフに対してワークプランを遂行するよう指示。
- ・移行を要求するか否かの決定は2011年に行われる予定。
- ・ワークプランの遂行及びコンバージェンスに対する取組みの完了により、SECは詳細な情報を得た上での強制適用の意思決定を行うことができる。
- ・委員会声明は、詳細な移行日やアプローチの可能性については提示していないが、SECスタッフは、提案されたロードマップに対して受領したコメントに基づき、2015年または2016年が合理的と思われるとしている（移行には4年から5年を要する）。

ロードマップ案からの主な変更は次のとおり。

- ・早期適用のオプションを撤回。強制適用開始可能時期の変更（2014年→2015年）。（ただし、SECがIFRSの使用を要求することを決定すれば、早期適用は依然として実行可能なオプションであると示唆している。）
- ・強制適用の判断に向けたワークプランの詳細公表。ワークプランには、業界規制、税、配当規制、監査基準等会計を取り巻く制度への影響分析も含まれている。また、企業への影響として、内部統制、コーポレートガバナンス等社内体制への影響や小規模企業への影響分析も含まれている。

（中小企業の会計に関する研究会第2回資料「SEC委員会声明・ワークプランの公表について」（経済産業省企業行動課）

¹¹¹ カリフォルニア州の会社法には、会計に関する規定がある。

定がない、もしくは、US-GAAP に従うものと規定されており、実際には US-GAAP が法令を代替しているとされている。また、会社法において配当規制をする例はほとんどなく、利害関係者との債務契約により個別に行われる場合がほとんどである。

近代的な会社に対する規制を行ったのは 1913 年のニュージャージー州法であるとされているが、これよりも規制が緩やかなデラウェア州に、多くの会社が設立州として選択するケースが多かったことから、現在では、デラウェア州の一般会社法（General Corporation Law）が各州の参考とされている。一方、アメリカ法曹協会（American Bar Association）の会社法委員会が作成した模範会社法（Model Business Corporation Act）を採用している州も多い。

④税制

法人所得税の課税所得は、連邦法人所得税申告書上¹¹²で、総所得から税法上認められた費用等など控除項目を差し引いて計算することとされており、申告調整が幅広く許容されている。

また、企業利益と課税所得は、それぞれ別個に把握し、計算されるものであるとする基本的考え方があり、内国歳入法では、損金経理を要件としておらず、会計と税制で相違がある¹¹³。

（9）韓国

①中小企業の概要

中小企業基本法¹¹⁴により業種毎に中企業、小企業、零細企業の

¹¹² 様式 1120 (Form1120) 申告書付表 M-1 (Schedule M-1) を使って財務会計上の利益と階級所得の調整を行う仕組みになっている。

¹¹³ 会計と税制で相違がある主な項目は、減価償却、棚卸資産の評価減、貸倒引当金、資産の評価損益、借入費用、リース、のれん等がある。

¹¹⁴ 中小企業基本法第 2 条及び同施行令第 3 条

定義をしている¹¹⁵。

中小企業は、企業数約 300 万社（約 99.9%）¹¹⁶、従業員数約 1008 万人（約 88.4%）¹¹⁷、付加価値額約 3928 億ドル（40.5%¹¹⁸）となっている¹¹⁹。

②会計基準の概要

韓国会計基準院（Korea Accounting Institute：以下「KAI」という。）¹²⁰が 2007 年に IFRS の採用に関するロードマップ¹²¹を公表し、2011 年から全ての上場企業に対して、韓国版 IFRS（以下「K-IFRS」という。）¹²²による財務諸表の作成を義務付けること

¹¹⁵ 中小企業の範囲は以下の通り。（SMBA ホームページ（平成 22 年 8 月 24 日時点）

- ・製造業：中企業（常時勤労者数 300 人未満、資本金 80 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 50 人未満）、零細企業（常時勤労者数 10 人未満）
- ・鉱業、建設業、運輸業：中企業（常時勤労者数 300 人未満、資本金 30 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 50 人未満）、零細企業（常時勤労者数 10 人未満）
- ・大型総合小売業、ホテル業、情報処理及びその他コンピュータ運営関連事業等：中企業（常時勤労者数 300 人未満、売上高 300 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 10 人未満）、零細企業（常時勤労者数 5 人未満）
- ・種子及び苗木生産業、漁業、医薬品卸売業、通信販売業、旅行斡旋業等：中企業（常時勤労者数 200 人未満、売上高 200 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 10 人未満）、零細企業（常時勤労者数 5 人未満）
- ・卸売及び商品仲介業、下水処理、廃棄物処理等：中企業（常時勤労者数 100 人未満、売上高 100 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 10 人未満）、零細企業（常時勤労者数 5 人未満）
- ・その他全ての業種：中企業（常時勤労者数 50 人未満、売上高 50 億ウォン以下）、小企業（常時勤労者数 10 人未満）、零細企業（常時勤労者数 5 人未満）

¹¹⁶ 零細企業約 262 万社、小企業約 26 万社、中企業約 10 万社。（SMBA ホームページ（平成 22 年 8 月 24 日時点））

¹¹⁷ 零細企業約 510 万人、小企業約 262 万人、中企業約 342 万人。（SMBA ホームページ（平成 22 年 8 月 24 日時点））<http://eng.smba.go.kr/pub/kore/kore020201.jsp>

¹¹⁸ GDP から推測した割合。

¹¹⁹ MOSF, Annual Report on Small and Medium Enterprises (SMEs) (2007)

¹²⁰ 1996 年に設立され、KAI 内の韓国会計基準委員会（KASB）が韓国の会計基準設定主体となっている。KAI は、会員総会、理事会、韓国会計基準委員会、韓国会計基準諮問委員会、調査研究室、技術調査委員会、国際財務報告基準委員会、韓国採択国際財務報告基準委員会構成されている。

¹²¹ 総資産 2 兆ウォン以上の上場企業は 2011 年から、総資産 2 兆ウォン未満は 2013 年から、K-IFRS を適用する。また、早期適用を希望する企業は 2009 年から K-IFRS を適用ができる。

¹²² 韓国の会計基準は、従来から IFRS へのコンバージェンスを行ってきたが、その対応については国際的評価が低かった。そのため、会計及び監査の国際的信頼性が低くなり、「コリア・ディスカウント」という韓国企業に対する低い評価をもたらしていた経緯から、IFRS

とした。なお、非上場企業においては、一般企業会計基準を適用することとなる。

非上場企業向けの会計基準である一般企業会計基準は、2011年1月1日を開始とする事業年度以降適用されることとなっており、現行の会計基準(K-GAAP)を採用している中小企業にとって、より準備しやすく、簡易な形のものでされている。

一般企業会計基準の制定の方向性として、現行の中小企業会計基準を基本的に維持すること、企業の会計情報作成負担の緩和化のための単純化、国際的整合性を考慮すること、とされている。

また、中小企業会計処理の特則として、一般企業会計基準の適用企業のうち、中小企業¹²³において、さらに簡便化した会計処理を認める規定が定められている。その主な特徴は、原則として持分法を適用しないことができる、有形固定資産と無形固定資産の耐用年数及び残存価額の決定において、税法基準を採用することができる、事業部門別の情報を記載しないことができる等である。

③会社法における会計規定

商法には、財務諸表作成に際して必要な主な計算方法が規定されている。また、企業会計基準と会計慣行に附合するよう、具体的な会計処理に関する規定を削除しており、貸借対照表及び損益計算書以外の会計書類は施行令で規定し、会計規範の変化に迅速に対応するようになっている。

④税制

法人税法は日本と類似した体系となっており、損益計算書をもとに、税務調整計算書により加算・減産を行い課税所得の計算を行う。また、法人税法上、税務申告の差異に企業会計基準を準用

を韓国語に翻訳してそのまま自国基準とする K-IFRS を採用するに至った。

¹²³ 韓国では中小企業を、業種、常時勤労者数、資本金または売上高によって、中企業、小企業、例祭企業に分類している。(中小企業基本法第2条及び同施行令第3条)

して作成した貸借対照表及び損益計算書その他大統領令が定める書類を添付する旨が規定されている(法人税法第26条第2項)。

(10) 中国

①中小企業の概要

中華人民共和国中小企業促進法¹²⁴の第2条に、中小企業とは、中華人民共和国の国内法に準拠して設立され、社会の需要に合い、雇用の増加に資し、国家の産業政策を満たす生産経営規模が中小規模である各種の企業と定義しており、中小企業基準暫定規定¹²⁵により、従業員数、売上高、総資産額の3つの基準により、業種別に区分されている¹²⁶。

¹²⁴ 中国人民代表大会常務委員会により2002年6月29日に承認され、2003年1月1日から実施。

¹²⁵ 国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会(現国家発展・改革委員会)、財政部、国家統計局が共同で2003年2月29日に公布。

¹²⁶ 中小企業の区分は以下の通り。大企業と中企業は従業員数、売上高、総資産額の3つの条件を同時に満たす必要があり、小企業は1つの条件を満たせばよい。

- ・工業：大企業(従業員数2000人以上、売上高30000万元以上、総資産額40000万元以上)、中企業(従業員数300人以上2000人未満、売上高3000万元以上30000万元未満、総資産額4000万元以上40000万元未満)、小企業(従業員数300人未満、売上高3000万元未満、総資産額4000万元未満)
- ・建築業：大企業(従業員数3000人以上、売上高30000万元以上、総資産額40000万元以上)、中企業(従業員数600人以上3000人未満、売上高3000万元以上30000万元未満、総資産額4000万元以上40000万元未満)、小企業(従業員数600人未満、売上高3000万元未満、総資産額4000万元未満)
- ・卸売業：大企業(従業員数200人以上、売上高30000万元以上)、中企業(従業員数100人以上200人未満、売上高3000万元以上30000万元未満)、小企業(従業員数100人未満、売上高3000万元未満)
- ・小売業：大企業(従業員数500人以上、売上高15000万元以上)、中企業(従業員数100人以上500人未満、売上高1000万元以上15000万元未満)、小企業(従業員数100人未満、売上高1000万元未満)
- ・交通運送業：大企業(従業員数3000人以上、売上高30000万元以上)、中企業(従業員数500人以上3000人未満、売上高3000万元以上30000万元未満)、小企業(従業員数500人未満、売上高3000万元未満)
- ・郵便配送業：大企業(従業員数1000人以上、売上高30000万元以上)、中企業(従業員数400人以上1000人未満、売上高3000万元以上30000万元未満)、小企業(従業員数400人未満、売上高3000万元未満)

中小企業は、企業数約 971 万社（約 99%）、従業員 6200 万人（約 90%）、GDP 約 28 兆 8600 億元（58.5%）となっている¹²⁷。

②会計基準の概要

会計制度は立法機関や政府機関により設定され、会計制度に関する法規体系は 4 層により構成されている。

第一層は、全国人民代表大会及びその常務委員会が定めた会計行為の規範に関する法律である「中華人民共和国会計法」（以下「会計法」という。）¹²⁸、第二層は、国務院が定めた会計法の内容を具体化したものである「企業財務会計報告条例」（以下「条例」という）¹²⁹、第三層は、財務部が定めた会計基準¹³⁰であり、第四層は、財務部が定めた会計業務規範¹³¹である。

国務院財務部が会計基準を策定しており¹³²、上場企業及び金融

・ホテル及び飲食業：大企業（従業員数 800 人以上、売上高 15000 万元以上）、中企業（従業員数 400 人以上 800 人未満、売上高 3000 万元以上 15000 万元未満）、小企業（従業員数 400 人未満、売上高 3000 万元未満）

¹²⁷ 「中国中小企業 2009Blue Book」（中国中小企業協会）

¹²⁸ 1985 年に公布され、1993 年に第 1 次改正、1999 年に第 2 次改正（2000 年 7 月公布）がされた。会計分野において最も権威があり、他の会計行政法規や会計規範などの制定において準拠しなければならない全ての会計業務を指導する最高レベルの原則である。主に、会計業務の基本目的、会計管理の権限及び会計責任の主体、会計処理及び会計監督の基本要素、会計担当者及び会計機構の職責権限について定めている。

¹²⁹ 財務諸表の内容・開示、虚偽の財務情報や重要な事実の隠蔽に対する法的責任、公認会計士監査の重要性などについて規定。企業は条例の規定に従って、真実かつ完全な財務報告書を作成し、外部へ提供しなければならないと定められており、資産、負債、所有者持分、収益、費用及び利益の 6 つの会計要素について定義。条例は会計法の附属法規としての位置付け。

¹³⁰ 現行の会計基準は 2 つの体系が存在しており、並行して実施されている。1 つは旧会計基準の体系であり、1993 年から 2001 年にかけて公表された「企業会計準則」及び「企業会計制度」である。もう 1 つは新会計基準の体系であり、IFRS とのコンバージェンスを図るべく 2007 年に公表された「新企業会計準則」及び「企業会計準則—応用指針」である。

¹³¹ 主なものとして「会計基本業務規範」（各企業の会計証憑、会計帳簿、財務諸表、会計記録の補完について規定）、「内部会計統制規範」（企業の内部統制を強化及び規範化し、季語湯の経営管理レベル及びリスク防止能力を向上させるために、経済事案（横領などの犯罪行為）を対象とし、対応を規範化したもの）がある。

¹³² 会計法において「国家統一的な会計制度は国務院財政部が本法に基づき設定する」と明確にされており、中国会計基準の唯一の設定機関として、会計基準の立案、草案作成、公表、実施及び改訂に対して責任を負っている。

企業¹³³は、新企業会計準則を適用、中企業は企業会計制度（旧企業会計準則）又は新企業会計準則を適用、小企業は小企業会計制度（旧企業会計準則）もしくは企業会計制度（旧企業会計準則）又は新企業会計準則から選択して適用¹³⁴することとされている。全ての企業において、IFRS を適用することは認められていない。

小企業会計制度は、「中国国内に設立された対外的に資金を調整せず¹³⁵、経営規模の比較的小さい企業¹³⁶」に適用され、企業会計制度の認識、測定及び開示を簡便化したものである。

③会社法における会計規定

会社法¹³⁷では、第 164 条では「会社は法律、行政法規及び国务院財政主幹部門の規定に基づいて会社の財務、会計制度を構築しなければならない」と定めており、第 165 条では「会社は毎会計年度終了時において、財務会計報告書を作成し、法に従い、会計事務所の監査を受けなければならない」と定めているが、会計に関しては主に財務会計報告の作成義務及び法律責任などについて定めているのみであり、具体的な規定についてはほとんど定められておらず、具体的な会計上の取扱い及び開示は、会計法などの会計法規に準拠することとなっている。

④税制

税は、所得税、流通税、資源税、財産税、行為税、特定目的税、農業税に大きく分類され、国家税務局と地方税務局が税目別に所

¹³³ 銀行、信用組合、保険会社、証券会社、投資信託会社、先物会社、基金管理会社、リース会社、財務会社を指す。

¹³⁴ 一旦、小企業会計制度を選択すると、企業会計制度を選択できない。経営規模などの変化により 3 年間連続で小会社に該当しない場合は、企業会計制度に変更しなければならない。

¹³⁵ 株式又は債券を公開発行していないことを指す。

¹³⁶ 中小企業基準暫定規定で小企業に分類される企業を指す。

¹³⁷ 1993 年 12 月に公布され、2005 年に改正された（2006 年 1 月から実施）。

管している。

日本の法人税に相当する企業所得税は、損益計算書をもとに、企業所得納税申告書において加算・減産を行い、所得計算を行うが、会計処理が不健全、または帳簿、証憑に不備がある場合は、財務情報を利用せず、査定徴収¹³⁸が行われる。

中小企業¹³⁹の優遇税制として、企業所得税の軽減税率¹⁴⁰、増値税の軽減税率¹⁴¹、査定徴収の軽減税率¹⁴²等がある。

¹³⁸ 収入や費用などに一定の利率を掛けて課税所得を算出する方法。

¹³⁹ 一般企業と収益力が弱い小規模企業に区分（増値税は、一般納税者と小規模納税者に区分）されているが、税制においては中小企業概念は特に明確にされておらず、中小企業基準暫定規定で定める中小企業の区分とは一致しない。

¹⁴⁰ 一般企業の税率は25%であるが、収益力が弱い小規模企業の税率は20%とされている。収益力が弱い小規模企業とは、国の非制限類・非禁止類業種に従事し、工業企業の場合は、年度課税所得30万元以下、従業員数100人以下、総資産額3000万元以下、その他の企業の場合は、年度所得30万元以下、従業員数80名以下、総資産額1000万元以下、といった条件を満たす企業である。

¹⁴¹ 一般納税者の税率は17%であるが、小規模納税者の税率は3%とされている。小規模納税者とは、物品生産又は課税役務に従事する納税者、並びに物品生産又は課税役務提供への従事を主とし、物品の卸売又は小売を兼営する納税者は、年間の増値税課税売上50万元以下のもの、卸売又は小売に従事する納税者は、年間の増値税課税売上80万元以下のもの等である。

¹⁴² 課税所得税率が引き下げられ、農業、林業、畜産業、漁業は3~10%（一般は10~30%）、製造業は5~15%（一般は7~20%）、卸売、小売業は4~15%（一般は7~20%）とされている。

諸外国における会計制度の概要 まとめ表

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スペイン
中小企業の定義	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業その他の業種 従業員数 300 人以下又は資本金 3 億円以下 ・ 卸売業 従業員数 100 人以下又は資本金 1 億円以下 ・ 小売業 従業員数 50 人以下又は資本金 5000 万円以下 ・ サービス業 従業員数 100 人以下又は資本金 5000 万円以下 ○小規模企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業その他の業種 従業員数 20 人以下 ・ 商業（卸売業、小売業（飲食店を含む）・サービス業 従業員数 5 人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○小会社（2 つ以上満たす会社） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産額：326 万ポンド以下 ・ 総売上高：650 万ポンド以下 ・ 従業員数：50 人以下 ○中会社（小会社に該当せず、2 つ以上満たす会社） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産額：1140 万ポンド以下 ・ 総売上高：2280 万ポンド以下 ・ 従業員数：250 人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模企業（少なくとも 2 つが 2 期続いた場合に適用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表総額：484 万ユーロ以下 ・ 売上高：968 万ユーロ以下 ・ 従業員数：50 人以下 ○中規模企業（少なくとも 2 つが 2 期続いた場合に適用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表総額：1925 万ユーロ以下 ・ 売上高：3850 万ユーロ以下 ・ 従業員数：250 人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○零細企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員数 10 人未満、かつ、売上高 200 万ユーロ ○中小企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員数 250 人未満、売上高 5000 万ユーロ又は資産総額 4300 万ユーロ未満であり、かつ、大企業の支配下にないこと ○中規模企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 零細企業、中小企業の定義に該当しないものであり、従業員数 5000 人未満、かつ、売上高 15 億ユーロ又は資産総額 20 億ユーロ以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○小会社（2 つ以上を超えない会社） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産額：440 万ユーロ ・ 総売上高：880 万ユーロ ・ 従業員数：50 人 ○中会社（2 つ以上を超えない会社） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産額：1750 万ユーロ ・ 総売上高：3500 万ユーロ ・ 従業員数：250 人
中小企業の定義の根拠	中小企業基本法（第 2 条）	会社法	HGB	経済現代化法（第 51 条）	EU 会社法 4 号指令
中小企業の概要 （個人事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 257 万社（98.6%）※1 ○従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 2033 万人（62.4%） ○付加価値額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 57 兆円（52.7%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 162 万社（99.6%） ○従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 973 万人（54.8%） ○付加価値額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 5910 億ユーロ（50.7%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 182 万社（99.5%） ○従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 1342 万人（60.5%） ○付加価値額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 6530 億ユーロ（52.8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 239 万社（99.8%） ○従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 928 万人（61.7%） ○付加価値額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 4760 億ユーロ（55.2%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 269 万社（99.9%） ○従業員数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 1112 万人（78.0%） ○付加価値額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 4060 億ユーロ（67.9%）

※1 税務統計ベース（資本金 1 億円以下の法人）

	日本		イギリス		ドイツ		フランス		スペイン	
適用する会計基準	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場
連結財務諸表	企業会計基準 or IFRS（任意）	企業会計基準 or IFRS（任意） （金融商品取引 法上の開示企業 のみ）	IFRS	FRS or FRSSE or IFRS	IFRS	IFRS or HGB	IFRS	IFRS or PCG	IFRS	IFRS or 一般会計原則
個別財務諸表	企業会計基準	企業会計基準 or 中小企業の会計 に関する指針	IFRS or FRS	FRS or FRSSE or IFRS	HGB	HGB	PCG	PCG	一般会計原則	一般会計原則 or 中小企業 一般会計原則
中小企業に 適用される会計基準	中小企業の会計に関する指針 （任意適用）		<p>○小会社 （以下より選択して適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FRS ・FRSSE ・IFRS <p>○中会社 （以下より選択して適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FRS ・IFRS 		HGB		PCG		<p>○零細企業（総資産 100 万ユーロ未 満、総売上高 200 万ユーロ未満、 平均従業員 10 人未満のうち、少 なくとも 2 つの要件を 2 年連続で 満たす場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純化された中小企業一般会計原 則 <p>○中小企業（総資産 285 万ユーロ未 満、総売上高 570 万ユーロ未満、 平均従業員 50 人未満のうち、少 なくとも 2 つの要件を 2 年連続で 満たす場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業一般会計原則 	
会計基準設定主体	<p>○企業会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASBJ（企業会計基準委員会） <p>○中小企業の会計に関する指針 （以下の 4 つの団体で策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASBJ、日本公認会計士協会、日本 税理士会連合会、日本商工会議所 		会計基準審議会（ASB）		ドイツ会計基準委員会（DRSC）		フランス会計基準局（ANC）		経済財政省	

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スペイン
会社法（商法） における会計規定	<ul style="list-style-type: none"> ○第 431 条 ・「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定 ○会社計算規則 ・簡単な計算規定のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 15 部（会計と報告） ・簡単な規定のみ ・「真実かつ公正な概観（true and fair view）」が最も重要な概念 	<ul style="list-style-type: none"> ○HGB ・企業が拠るべき会計処理をすべて規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○商法および商事会社法 ・基本的な会計基準の規定のみ ・具体的な内容及び運用は施行令で定められるものとして PCG を施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○商法 ・会社が維持しなければならない会計記録に関して規定
税制との関係	確定決算方式 (損金経理要件あり)	分離方式	確定決算主義 (損金経理要件あり)	確定決算方式 (損金経理要件あり)	確定決算主義
税務申告書の 作成方法	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	課税所得は企業利益とは別に計算する	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる
税務申告書の 主な調整項目	<ul style="list-style-type: none"> ○損金不算入 ・交際費（中小企業租特を除く） ・引当金（貸倒引当金、返品調整引当金以外） ・減損 等 ○益金不算入 ・受取配当金 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却 ・未実現収益 ・引当金 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○損金不算入 ・交際費 ・贈答品 ・寄付金 ・投資評価損 ・投資売却損 等 ○益金不算入 ・受取配当金 ・投資売却益 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減価償却 ・資産化された研究開発費 ・リース 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減価償却 ・リース 等

	オーストラリア	カナダ	アメリカ	韓国	中国
中小企業の定義	<p>○非公開会社小会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開会社（株主 50 人以下かつ株式による有限責任会社か株主資本を持つ無限責任会社のどちらか）であり、以下を 2 つ以上満たす会社 ・当該会社及び被支配企業（ある場合）の連結売上高が 2500 万オーストラリアドル未満 ・当該会社及び被支配企業（ある場合）の会計年度末の連結総資産が 1250 万オーストラリアドル未満 ・当該会社及び被支配企業（ある場合）の従業員が会計年度末時点で 50 人未満 	<p>○小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：100 人未満 <p>○中企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員：100 人以上 500 人未満 	<p>○中小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該企業が独立自営であり、事業を営む分野において支配的な影響を持たないもの」と定めているのみであり量的な範囲の定めなし ・一般的には従業員数 500 名未満 	<p>○零細企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、鉱業、建設業、運輸業：従業員数 10 人未満 ・上記以外：従業員数 5 人未満 <p>○小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、鉱業、建設業、運輸業：従業員数 50 人未満 ・上記以外：従業員数 10 人未満 <p>○中企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業：従業員数 300 人未満、資本金 80 億ウォン以下 ・鉱業、建設業、運輸業：従業員数 300 人未満、資本金 30 億ウォン以下 ・大型総合小売業、ホテル業、情報処理及びその他コンピュータ運営関連業等：従業員 300 人未満、売上高 300 億ウォン以下 ・種子及び苗木生産業、漁業、医薬品卸売業、通信販売業、旅行斡旋業等：従業員数 200 人未満、売上高 200 億ウォン以下 ・卸売及び商品仲介業、下水処理、廃棄物処理等：従業員数 100 人未満、売上高 100 億ウォン以下 ・その他全ての業種：従業員数 50 人未満、売上高 50 億ウォン以下 	<p>○小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業：従業員数 300 人未満、売上高 3000 万元未満、総資産額 4000 万元未満 ・建設業：従業員数 600 人未満、売上高 3000 万元未満、総資産額 4000 万元未満 ・卸売業：従業員数 100 人未満、売上高 3000 万元未満 ・小売業：従業員数 100 人未満、売上高 1000 万元未満 ・交通運送業：従業員数 500 人未満、売上高 3000 万元未満 ・郵便配送業、ホテル及び飲食業：従業員数 400 人未満、売上高 3000 万元未満 <p>○中企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業：従業員数 300 人以上 2000 人未満、売上高 3000 万元以上 3 億元未満、総資産額 4000 万元以上 4 億元未満 ・建設業：従業員数 600 人以上 3000 人未満、売上高 3000 万元以上 3 億元未満、総資産額 4000 万元以上 4 億元未満 ・卸売業：従業員数 100 人以上 200 人未満、売上高 3000 万元以上 3 億円未満 ・小売業：従業員数 100 人以上 500 人未満、売上高 1000 万元以上 1 億 5000 万元未満 ・交通運送業：従業員数 500 人以上 3000 人未満、売上高 3000 万元以上 3 億元未満 ・郵便配送業：従業員数 400 人以上 1000 人未満、売上高 3000 万元以上 3 億元未満 ・ホテル及び飲食業：従業員数 400 人以上 800 人未満、売上高 3000 万元以上 1 億 5000 万元未満

	オーストラリア	カナダ	アメリカ	韓国	中国
中小企業の定義の根拠	会社法（第45a条）	産業省による定義	SBA（中小企業庁）による定義	中小企業基本法（第2条） 中小企業基本法施行令（第3条）	中小企業基準暫定規定
中小企業の概要 （個人事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 ・約193万社（95.8%） ○従業員数 ・約480万人（48.0%） ○付加価値額 ・約4271億オーストラリアドル（34%）^{※2} 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 ・約113万社（99.8%） ○従業員数 ・約675万人（63.5%） ○付加価値額 ・約4400億カナダドル（29%）^{※3} 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 ・約603万社（99.7%） ○従業員数 ・約5987万人（49.6%） ○GDP ・約4.7兆ドル（50%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 ・約300万社（99.9%） ○従業員数 ・約1008万人（87.5%） ○付加価値額 ・約3928億ドル（40.5%）^{※4} 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業数 ・約971万社（99%） ○従業員数 ・約6200万人（90%） ○GDP ・約28兆8,600億元（58.5%）

※2 全プライベートセクター中における割合

※3 統計資料における中小企業は50人以下の企業を対象としている。

※4 GDPより推計。

	オーストラリア		カナダ		アメリカ		韓国		中国	
適用する会計基準	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場	上場	非上場
連結財務諸表	A-IFRS	A-IFRS	○2010年まで カナダ GAAP ○2011年以降 IFRS	○2010年まで カナダ GAAP ○2011年以降 私企業のための 会計基準 or IFRS	US-GAAP	なし (US-GAAP)	○2010年まで K-GAAP ○2011～2012 ・総資産 2 兆 ウォン以上 K-IFRS ・総資産 2 兆 ウォン未満 K-GAAP ○2013年以降 K-IFRS	○2010年まで K-GAAP ○2011年以降 一般企業会計 基準 or K-IFRS	新企業会計準則	企業会計制度 or 小企業会計制度 or 新企業会計準則
個別財務諸表	A-IFRS	A-IFRS	○2010年まで カナダ GAAP ○2011年以降 IFRS	○2010年まで カナダ GAAP ○2011年以降 私企業のための 会計基準 or IFRS	US-GAAP	なし (US-GAAP)	○2010年まで K-GAAP ○2011～2012 ・総資産 2 兆 ウォン以上 K-IFRS ・総資産 2 兆 ウォン未満 K-GAAP ○2013年以降 K-IFRS	○2010年まで K-GAAP ○2011年以降 一般企業会計 基準 or K-IFRS	新企業会計準則	企業会計制度 or 小企業会計制度 or 新企業会計準則
中小企業に 適用される会計基準	A-IFRS		私企業のための会計基準 (2011年以降)		なし (US-GAAP)		一般企業会計基準 (2011年以降)		企業会計制度 (中企業) 小企業会計制度 (小企業)	
会計基準設定主体	オーストラリア会計基準審議会 (AASB)		カナダ会計基準審議会 (AcSB)		財務報告規準審議会 (FASB)		韓国会計基準院 (KAI)		国务院财政部	

	オーストラリア	カナダ	アメリカ	韓国	中国
会社法（商法） における会計規定	○会社法 286 条 ・会計処理について全ての会社は、「会社の取引、財政状態及び業績を十分に説明するもの」、「真実かつ公正な概観を有する財務報告書、即ち、営業成績（損益計算書）、財政状態（貸借対照表）、キャッシュ・フロー計算書、並びに財務諸表の注記を作成・監査できるもの」といった条件を満たす財務記録やその他の記録を保持しなければならないと規定	○カナダ事業会社法 ・会計に関しては簡単な規定のみ	・連邦法としての会社法はなく、各州の州法として会社法が規定されている ・一部の州を除いては、会社法上、会計に関する規定はないか、US-GAAPに従うものと規定されている	○商法 ・財務諸表作成に必要な主な計算方法が規定 ・企業会計基準と会計慣行に附合するように、具体的な会計処理に関する規定は削除し、貸借対照表及び損益計算書以外の会計書類は施行令で規定	○会社法 ・会計に関しては主に財務会計報告の作成義務及び法律責任などについて定めているのみであり、具体的な規定についてはほとんど定めていない ・164 条 「会社は法律、行政法規及び国务院財政主幹部門の規定に基づいて会社の財務、会計制度を構築しなければならない」と規定 ・165 条 「会社は毎会計年度終了時において、財務会計報告書を作成し、法に従い、会計事務所の監査を受けなければならない」と規定
税制との関係	分離方式	申告調整方式	分離方式	確定決算方式 (損金経理要件あり)	確定決算方式 (損金経理要件あり)
税務申告書の作成方法	課税所得は企業利益とは別に計算する	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	課税所得は企業利益とは別に計算する	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる
税務申告書の主な調整項目	・固定資産の減価償却 ・資産の減損 ・一部の引当金 等	・経費（会食費やエンターテイメント代） ・固定資産の減価償却 ・引当金 等	・減価償却 ・棚卸資産の評価減 ・貸倒引当金 ・資産の評価損益 ・借入費用 ・リース ・のれん 等	・減価償却 等	・貸倒引当金 ・減損（評価）引当金 ・減価償却費、償却費 ・借入費用 ・未払従業員給与、賞与引当金 ・従業員福利費、労働組合費 ・業務接待費 ・広告及び宣伝費用 ・寄付金 等